

勸告	図表番号
<p>(2) 農道橋及び林道橋の安全性及び信頼性の確保</p> <p>ア 農道橋及び林道橋の維持管理のための環境整備</p> <p>(7) 農道橋及び林道橋に関する台帳等の整備</p> <p>【制度の概要等】</p> <p>a 農道管理者は、「農道台帳について」（平成2年3月22日付け2構改D第46号農林水産省構造改善局長通達）に基づき、管理する農道について、農道台帳を作成し、橋種、個数及び延長を記載することとされている。</p> <p>また、平成4年4月に全国土地改良事業団体連合会が作成した「農道台帳作成・管理の手引き」（農林水産省構造改善局建設部開発課監修）の中で農道台帳作成要領を定め、農道台帳の付属資料の一つとして、「橋梁調書」を作成し、橋長15m以上の橋梁の名称、場所、橋長、種別・形式、建設年次、耐荷荷重等を記載することとされている。</p> <p>b 林道管理者は、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）に基づき、民有林林道事業で施行した民有林林道について、民有林林道台帳（以下「林道台帳」という。）を作成し、橋梁の名称、全幅員、延長及び構造を記載することとされている。</p> <p>また、「民有林林道台帳作成の細部取扱いについて」（平成8年5月16日付け8-2林野庁指導部基盤整備課長通知）により、林道台帳の付属資料として、「橋梁調書」を作成し、橋長4m以上の橋梁の位置、橋長、種別、建設年次、耐荷荷重等を記載することとされている。</p> <p>【現状及び問題点等】</p> <p>農道管理者及び林道管理者における橋梁に関する台帳の整備状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>① 調査した12農道管理者では、すべてにおいて農道台帳を整備しているが、農道橋に関する記載内容をみると、橋梁に関する資料がないなどの理由から、記載すべき事項が記載されていないものが4管理者となっている。</p> <p>② 調査した25林道管理者では、すべてにおいて林道台帳を整備しているが、林道橋に関する記載内容をみると、i) 建設当時の資料の紛失、ii) 橋梁の維持管理に関する認識不足などの理由から、記載すべき事項が記載されていないものなど不適切となっているものが10管理者となっている。</p> <p>(イ) 橋梁設計図書の適切な保存・管理</p> <p>【制度の概要等】</p> <p>橋梁の維持管理を適切に実施するためには、項目2-(1)-ア-(イ)において前述したとおり、橋梁設計図書の保存・活用が重要となっている。</p>	<p>表3-(2)-㉔</p> <p>表3-(2)-㉕</p>

【現状及び問題点等】

農道管理者及び林道管理者における橋梁設計図書の保存・管理状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

① 調査した 12 農道管理者及び 25 林道管理者のうち、農道橋及び林道橋の維持管理は特段行っておらず、そのため橋梁設計図書も利用していないなどの理由から、文書管理規則等において橋梁設計図書の保存期限を定めていないものが 5 農道管理者及び 1 林道管理者みられた。

② 各農道管理者及び林道管理者が文書管理規則等で設定した橋梁設計図書として保存すべき文書の種類は区々となっており、また、保存年限も橋梁の耐用年数に対応したものとなっていないものがある。

なお、文書管理規則等を定めている農道管理者及び林道管理者の中には、橋梁の保全等に関する文書としてではなく、会計関係書類として保存年限を定めているなど、橋梁の維持管理に必要な保存目的となっていないものがみられた。

さらに、同一の地方公共団体内の農道管理者、林道管理者及び道路管理者においても、文書管理規則等の適用が区々となっている状況がみられた。

③ 文書管理規則等に基づき橋梁設計図書の保存期限を定め、これらを保存することとしている 7 農道管理者及び 24 林道管理者における管理状況をみると、i) 橋梁の耐用年数に対応した保存年限を設定していないため、保存が必要であるにもかかわらず、文書管理規則等に基づき既に廃棄していた、ii) 担当者の判断により保存年限の適用が異なり、対応が一定していないなどの理由から、一部又はすべての橋梁設計図書を保存していないものが 4 農道管理者及び 17 林道管理者となっている。

イ 点検・補修等の適切な実施の確保

【制度の概要等】

農道については、各地方公共団体が定める条例、管理規則等に基づき管理することとされている。

林道については、林道規程第 6 条に基づき、林道の管理方法を定め、通行の安全を図るように努めなければならないとされているとともに、「民有林林道の管理について」(昭和 61 年 7 月 29 日付け 61 林野道第 459 号林野庁長官通知)に基づき、林道の巡回及び点検を行い、落石及び法面の損傷等による危険の防止に努めることとされている。

なお、農道橋及び林道橋については、橋梁の定期点検等に係る要領等は定められていない。

表 3-(2)-㉔

表 3-(2)-㉕

表 3-(2)-㉖

(7) 点検要領等の作成

【現状及び問題点等】

農道管理者及び林道管理者における点検要領等の作成状況を調査した結果、調査した 12 農道管理者及び 25 林道管理者において、農道及び林道に関する管理規程等は定めているが、農道橋及び林道橋に係る点検要領等を作成しているものは 1 林道管理者のみとなっている。

各管理者では、橋梁に係る点検要領等を定めていない理由について、i) 人員が不足している、ii) 技術やノウハウが不足している、iii) 点検要領等の作成が義務化されていないこと、iv) 通常のパトロールによる目視点検で安全を確保することが可能であることなどとしている。

表 27 農道管理者及び林道管理者における点検要領等の作成状況 (単位：管理者、%)

区 分		管理者数	作成しているもの	他者が作成した点検要領等を準用しているもの	点検要領等を定めていないもの
農道橋	市町村	12(100)	0(0)	0(0)	12(100)
	道県	5(100)	0(0)	0(0)	5(100)
林道橋	市町村	20(100)	0(0)	1(5.0)	19(95.0)
	計	25(100)	0(0)	1(4.0)	24(96.0)

(注) 1 当省の調査結果による。
2 ()内は、構成比である。

(イ) 定期点検の適切な実施の確保

【現状及び問題点等】

農道管理者及び林道管理者における定期点検の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

① 調査した 12 農道管理者及び 25 林道管理者のうち、定期点検を実施しているものは 1 農道管理者及び 3 林道管理者となっており、これを橋梁数で見ると、定期点検を実施した農道橋は 13.7%、林道橋は 10.2%となっている。

定期点検を実施していない管理者は、その理由について、i) 財政的に困難、ii) 技術や知識不足、iii) 人員不足、iv) 定期点検が制度化されていないことなどとしている。

表 28 農道管理者及び林道管理者における定期点検の実施状況 (単位：管理者、橋、%)

区 分		管理者数	うち定期点検を実施しているもの	管理する橋梁数	うち定期点検実施済み橋梁数
農道橋	市町村	12	1	117(100)	16(13.7)
	道県	5	1	844(100)	81(9.6)
林道橋	市町村	20	2	594(100)	66(11.1)
	計	25	3	1,438(100)	147(10.2)

(注) 1 当省の調査結果による。
2 ()内は、構成比である。
3 「管理する橋梁数」は、農道橋については橋長 15m以上、林道橋については橋長 4 m以上のものを対象とした。

- ② 各管理者が実施した定期点検の内容をみると、i) 職員が道路パトロールなどに併せて簡易な車上目視点検を行っている、ii) 専門的知識を有しない職員が点検を実施しているなど、点検の方法、内容等が不十分となっている。
- なお、定期点検を実施していない農道橋及び林道橋において損傷等が発生している例が3橋みられた。
- ③ 農道管理者及び林道管理者においては、i) 農道橋及び林道橋の点検要領等を国レベルで作成することによる点検の義務化、ii) 点検に関する財政的な支援の実施、iii) 点検に関する情報提供及び技術的な支援の実施などの意見・要望がみられた。

(ウ) 第三者被害予防措置の実施の確保

【現状及び問題点等】

農道管理者及び林道管理者における第三者被害予防措置の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

- ① 調査した 12 農道管理者が管理する農道橋のうち、第三者被害予防措置が必要なものは 13 橋みられ、これらのうち、第三者被害予防措置を実施しているものは2橋となっている。

また、調査した 25 林道管理者が管理する林道橋のうち、第三者被害予防措置が必要なものは3橋みられ、これらのうち、第三者被害予防措置を実施しているものは2橋となっている。

第三者被害予防措置を実施していない農道管理者及び林道管理者では、その理由について、i) 財政的に困難であるため、ii) 知識や技術力が不足しているため、iii) 第三者被害予防措置に関する義務付けがないため、iv) 通常の道路パトロール等において、目視点検を実施し、安全を確保しているためなどとしている。

表 29 農道管理者及び林道管理者における第三者被害予防措置の実施状況

(単位：管理者、橋、%)

区 分		管理者数	うち、措置が必要な橋梁を把握済みのもの	措置の対象橋梁数	措置を実施した管理者数	措置済み橋梁数
農道橋	市町村	12	4	13(100)	1	2(15.4)
	道県	5	1	2(100)	1	2(100)
林道橋	市町村	20	1	1(100)	0	0(0)
	計	25	2	3(100)	1	2(66.7)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 ()内は、構成比である。
 3 「措置済み橋梁数」欄には、平成 16 年度から 20 年度までの間に措置した橋梁数を計上した。
 4 農道橋のうち措置済の 2 橋については、目視点検によるものである。

- ② 調査した農道管理者及び林道管理者における第三者被害予防措置の内

容をみると、i) 打音検査等を実施しておらず、遠望目視点検のみとなっている、ii) 点検の結果、損傷等が発見されたにもかかわらず応急措置（叩き落とし作業）が行われていないなど、点検及び措置の内容が不十分となっている。

(I) 点検結果等に基づく補修等の適切な実施

【現状及び問題点等】

農道管理者及び林道管理者における農道橋及び林道橋の補修等の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

① 調査した林道管理者が定期点検を実施した結果、補修等が必要と判断された計76橋のうち、必要な補修等を実施していないものが計73橋（96.1%）みられた。

なお、調査した農道管理者が定期点検を実施した結果、補修等が必要と判断されたものはみられなかった。

表30 農道管理者及び林道管理者の定期点検結果に基づく補修等の実施状況

(単位：橋、%)

区 分		定期点検済み 橋梁数	うち、補修等が必要な もの	必要な補修等が実施さ れていないもの
農道橋	市町村	16	0(100)	0(0)
	道県	81	71(100)	68(95.8)
林道橋	市町村	66	5(100)	5(100)
	計	147	76(100)	73(96.1)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 ()内は、構成比である。
 3 「うち、補修等が必要なもの」欄には、点検の結果、管理者において補修等が必要としている橋梁数を計上した。
 4 「必要な補修等が実施されていないもの」欄には、点検の結果、管理者において補修等が必要としている橋梁数について補修等が実施されていない橋梁数を計上した。

② 調査した林道管理者が第三者被害予防措置を実施した2橋については、補修等が必要と判断されているが、必要な補修等は実施されていない。

表31 農道管理者及び林道管理者の第三者被害予防措置の結果に基づく補修等の実施状況

(単位：橋)

区 分		措置済み橋梁数	うち補修等が必要 なもの	必要な補修等が実施 されていないもの
農道橋	市町村	2	0	0
	道県	2	2	2
林道橋	市町村	0	—	—
	計	2	2	2

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「措置済み橋梁数」欄は、第三者被害予防措置を実施した橋梁の延べ数を計上した。
 3 「うち補修等が必要なもの」欄には、他の管理者が作成した点検要領等を準用し、補修等が必要と判断された橋梁数を計上した。

③ 定期点検又は第三者被害予防措置の結果に基づき必要な補修等を実施していない林道管理者では、その理由について、i) 予算措置が困難であるため、ii) 点検結果に基づく補修等の実施時期や実施方法など技術的な対処方針が分からないため、iii) 補修等の実施に関する情報がないためなどとしている。

【所見】

したがって、農林水産省は、農道橋及び林道橋の安全性及び信頼性を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。その際、農林水産省は、地方公共団体の自主性・自立性が確保されるように配慮すること。

- ① 地方公共団体とともに、台帳等の整備方法、点検手法等を検討すること。
- ② 地方公共団体が、定期点検、点検結果に基づく補修及び第三者被害予防措置等を円滑に実施できるよう必要な情報（推奨事例など）を提供するなどの支援を実施すること。

《上記以外の取組が望まれる事項》

本行政評価・監視においては、地方公共団体の協力の下、①農道橋及び林道橋に関する台帳等の整備状況、②橋梁設計図書の保存・管理状況、③点検要領等の作成状況について把握した。

その結果、①すべての地方公共団体（農道管理者及び林道管理者）において、「農道台帳」及び「林道台帳」が整備されているものの記載すべき事項が記載されていない例、②橋梁設計図書が適切に保存・管理されていない例、③定期点検等に必要な点検要領等が作成されていない例など、改善すべきではないかと考えられる実態等がみられたことから、各地方公共団体（農道管理者及び林道管理者）においても、本行政評価・監視の結果を踏まえ、農道橋及び林道橋の適切な維持管理が行われることが望まれる。

表3-(2)-㊦ 農道台帳に関する規程

○ 「農道台帳について」(平成2年3月22日付け2構改D第46号農林水産省構造改善局長通達)
(抜粋)

土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業等により造成された道路(以下「農道」という。)の適正な管理及び改良を図るため、農道台帳を作成することとしたので下記事項に留意の上、その取扱いについて円滑かつ適切な実施をお願いする。

(略)

4 農道台帳の記載事項等

(1) 農道台帳は、調書及び縮尺1/1,000以上の平面図をもって構成する。

(2)～(3) (略)

(4) 調書に記載する事項及びその様式は、別紙様式1のとおりとする。

(5) (略)

別紙様式1

農道台帳(調書)

路線名					路線番号					対象路線番号				
局名					都道府県名					市町村名				
台帳作成年月日					工事完了告示年月日									
	路線の起・終点地名				接続路線名									
起点														
終点														
農道管理内訳	市町村								計					
農道幅員区分(m)	5.5以上	5.5未満 4.0以上	4.0未満 1.8以上	計	5.5以上	5.5未満 4.0以上	4.0未満 1.8以上	計	5.5以上	5.5未満 4.0以上	4.0未満 1.8以上	計		
農道延長(m)														
内舗装	アスファルト舗装(m)													
区分別	コンクリート舗装(m)													
延長	砂利道(m)													
農道面積														
路線の実延長の内訳(m) 〔総延長〕	農道			トンネル		橋梁			延長計					
	(トンネル橋梁以外)			個数	延長	橋種	個数	延長						
	計													
農道敷所有者(m)	国有(法定外含む)			都道府県有		市町村有		その他		計				
農道事業歴 (直近年から記載)	事業名			地区名		事業主体		工種	工期	譲与(委託)年月日				
備考														

(注) 下線は当省が付した。

「農道台帳作成要領」(抜粋)

農道台帳の作成については、構造改善局長通達「農道台帳について」(平成2年3月22日付け)に定めるほか、下記により行うものとする。

(農道台帳の構成)

農道台帳は、調書及び縮尺1/1,000以上の平面図をもって構成する。

なお、調書作成に当たっては、作業の効率化等を図るため別途定める様式に準じて付属資料を作成のうえ行うものとする。

(農道台帳付属資料)

測定基図、農道延長・面積集計表、実延長調書、橋梁調書、トンネル調書、鉄道等との交差調書

○様式

橋 梁 調 書																					
路線番号					路 線					作成年月		年 月 日									
図面番号	名称	場所	橋長		幅員構成			幅員		面積		舗装区分	種別・型式	建設年次	耐荷荷重	塗装年月日			現況	備考	
			当該管理	他管理	車道	歩道	路肩	全幅	舗装	農道	舗装					初回	2回	3回			

(注) 下線は当省が付した。

○別表 4

橋 梁 調 査 書																				
路線番号		路線名		作成年月日		工事完了年月日														
図面番号	名称	位置	橋長		幅員構成			幅員		面積		舗装区分	種別・型式	建設年次	耐荷荷重	塗装年月日			現況	備考
			当該管理	他管理	車道	歩道	路肩	全幅	舗装	農道	舗装					初回	2回	3回		

(注) 下線は当省が付した。

表 3 - (2) - ② 農道橋及び林道橋の橋梁設計図書の保存年限の設定状況

区分 保存年限	農道橋		林道橋		
	市町村	道県	市町村	計	
5年	3	1	3	4	
10年	1	3	5	8	
30年	1	1	2	3	
永年	1	0	3	3	
その他	1	0	6	6	
規定なし	5	0	1	1	
計	12	5	20	25	

(注) 当省の調査結果による。

表3-2-② 地方公共団体の農道管理に関する規程例

<p>○ 「<u>新城市農林道維持管理規程</u>」(平成21年6月9日付け告示第57号)(抜粋)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>市が管理する農道及び林道(以下「農林道」という。)</u>について、常に適正な維持管理をするため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第2条 農林道が市道及び公共用物の道路と重複する場合には、その重複する農林道の部分については、この規程は適用しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規程において「<u>農林道</u>」とは、<u>農林道と一体となってその効用を全うする施設又は工作物及び農林道の附属物で当該農林道に附属して設けられているものを含むものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(農林道台帳)</p> <p>第4条 市長は、市が管理する農林道について台帳を調製し、これを保管しなければならない。</p> <p>2 市長は、農林道の台帳の閲覧を求められた場合においては、これを拒むことができない。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第5条 <u>市は、農林道の安全性又は利便性の向上を図るため維持し、修繕し、一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>(標識等の設置)</p> <p>第8条 市長は、農林道の保全及び円滑な交通を図るため、必要な場所に標識等を設置するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(通行の禁止又は制限)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区間を定めて農林道の通行を禁止、又は制限することができる。この場合において、農林道の起点その他利用者に周知させるために必要な場所にその旨を表示するものとする。</p> <p>(1) 農林道の破損、決壊その他の事由により通行に支障があるとき。</p> <p>(2) 農林道に関する工事(農林道の新設、改築、改良、舗装又は修繕に関する工事をいう。以下同じ。)のため必要なとき。</p> <p>(3) 農林道又はその沿線において廃棄物を確認したとき、又は廃棄物を投棄されるおそれがあると認められるとき。</p> <p>2 市長は、重量が農林道の保全を害するおそれがある車両に対しては、その通行を禁止し、又は積載物の軽減を命じ、その他必要な条件を付することができる。</p> <p>(以下略)</p>
--

(注) 下線は当省が付した。

表 3 - (2) - ㊸ 林道管理に関する規程等

○ 「林道規程」(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通達)(抜粋)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、林道の管理及び構造に関する基本的事項を定め、森林の適正な整備及び保全を図る上で必要な林道の整備を図ることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、私有林国庫補助林道及び国有林林道に適用する。

(略)

(林道の種類及び区分)

第4条 林道の種類は、次による。

- (1) 自動車道
- (2) 軽車道
- (3) 単線軌道

2 前項各号の林道には必要な附帯施設を含むものとする。

3 自動車道は、次のように区分する。

- (1) 自動車道1級 国道、都道府県道等と連絡する幹線
- (2) 自動車道2級 自動車道1級及び自動車道3級以外のもの
- (3) 自動車道3級 小利用区域にかかる支線および分線等

4 軽車道は、全幅員1.8メートル以上3.0メートル未満のもので軽自動車の通行できるものをいう。

5 単線軌道とは、地表近くの空中に架設する軌条(複数の軌条を有するものを含む)及び軌条上を走行する車両並びにこれに必要な施設をいう。

第2章 管理

(林道の管理者)

第5条 林道の管理者は、国有林林道にあつては森林管理署長、支署長又は森林管理局が直轄で管理経営する区域に係るものにあつては森林管理局長、私有林林道にあつては地方公共団体、森林組合等の長とする。

(管理の義務)

第6条 林道の管理者は、その管理する林道について管理方法を定め、通行の安全を図るようにつとめなければならない。

(林道台帳の整備)

第7条 林道の管理者は、別に定める林道台帳を整備し、これに林道の種類、構造、資産区分等を記載し、林道の現況を明らかにしなければならない。

(車両の通行に関する措置)

第8条 管理者は、交通の安全を確保するため必要がある場合には、法令に定める手続に従って、次の措置をとるものとする。

- (1) 車両の通行の禁止又は制限
- (2) 乗車又は積載の制限
- (3) 速度の制限
- (4) その他構造の保全又は通行の危険防止のため必要な事項

○ 「民有林林道の管理について」（昭和 61 年 7 月 29 日付け 61 林野道第 459 号林野庁長官通知）
（抜粋）

このことについては、林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通達）及び民有林林道開設事業国庫補助要領（昭和 32 年 5 月 6 日付け 32 林野第 5696 号林野庁長官通達）の定めるところにより、各林道管理者においては、平素より交通事故の未然防止に御協力を願っているところであるが、森林に対する国民の多様な要請が高まっていること及び林道が地域交通の用にも供されていることにより、一般車道の林道の乗り入れが著しく増加していることに伴い依然として事故は多発する傾向にある。

このため、林道の交通安全の確保については、今後、更に下記の事項に留意し、事故の未然防止に努められたい。

なお、この旨貴管下林道管理者に周知徹底されたい。

記

- 1 林道の巡回、点検を行い、落石及び法面の損壊等による危険の防止に努めること。
- 2 排水施設の埋塞土砂の排除を適宜行い、流水の正常な流下を図るとともに路面を安定させること。
- 3 自動車防護柵、道路反射鏡等の交通安全施設の点検及び補修を行うほか、安全確保のために必要な施設を設置すること。
- 4 起終点標識、案内標識及び警戒標識等の整備を積極的に行い、林道通行者の注意を喚起すること。
- 5 災害時、異常気象時等において交通の危険を防止するため必要がある場合には、速やかに所轄警察署長に申し入れ、道路交通法第 5 条に基づく交通規制の措置をとるなどして交通の安全を確保すること。

（注）下線は当省が付した。

表 3 - (2) - ㊸ 定期点検を実施していない農道橋及び林道橋における損傷等の発生状況

管理者	橋梁名	建設年度	損傷等の状況	措置状況
仙台市 （農道橋）	籠の瀬橋	昭和 46	主桁の錆、床版下部に鉄筋の露出	当該橋梁の詳細調査を平成 21 年度中に実施予定
宮城県 （林道橋）	こなめさわばし 小行沢橋	昭和 44	床版裏のコンクリートの剥離により鉄板の露出（2 か所）等	当該橋梁を含め、県が管理する林道橋について、平成 21 年度中に補修等のための橋梁調査を実施予定
	おおなめさわばし 大行沢橋	昭和 44	橋と道路の緩衝装置の間隔なし等	

（注）1 当省の調査結果による。

2 いずれも、当省の現地調査により確認したものである。

3 「措置状況」欄は、平成 21 年 10 月 1 日現在の措置状況を記載した。

用語の解説

あ行	アーチ橋	アーチを主構造として用いた橋のことをいう。使用する材料によって、木造、石造、コンクリート、鋼アーチ橋がある。
	ASR (アルカリ骨材反応)	Alkali Silica Reaction の略 骨材中に含まれている反応性シリカ鉱物や炭酸塩岩を有する骨材がコンクリート中のアルカリ性水溶液と反応して、コンクリートに異常膨張やひび割れを発生させる劣化現象
	アンカーボルト	支承や鋼製橋脚をコンクリートの基礎に固定する場合に用いるボルトなど固定に用いるボルトの総称
	遠望目視	構造物の状況を遠方から徒歩で目視により点検する方法
か行	荷重	構造物などに働く外力の総称をいう。一般的には力であるが、このほか温度変化などのように構造物などに応力や変形を生じさせる要因を含めて荷重ということが多い。
	活荷重	橋梁を移行しつつ作用する荷重のことをいう。自動車、列車、歩行者などがこれに該当する。
	下部構造	上部構造からの荷重を基礎地盤に伝達する構造部分で、橋台、橋脚及びそれらの基礎をいう。
	軌道敷	電車などの軌条車両を走らせるための構造物からなる道。道床・枕木・レールなどからなる。
	橋梁点検車	橋の点検をする車。橋の上から長いブームを橋の下側まで伸ばすことで、橋の側面や裏側など、ふだん目立たないところが壊れていないか点検することができる。
	軌陸車	軌道上及び一般道路を走行できる作業用車
	近接目視	構造物の状況を検査路や足場上から構造物に接近して目視により点検する方法
	区画線	道路管理者が設置するもので、車道中央線、車線境界線、車道外側線などがある。
	径間	構造物において支点で区分される区間をいい、支間を意味する有効径間と橋などで橋脚や橋台の前面区間の純径間があるが、一般には後者を指す場合が多く、さらにその区間の長さを指すことも多い。
	健全度	安全性、耐久性、使用性の3つの指標からなる橋梁の健全度の尺度
	更新	耐荷力や剛性等の性能低下が大きい部材や、構造物を撤去して新たな部材や構造物を作り直すことによって必要な性能を満足させる対策
	鋼トラス橋	主構造にトラス※を用いた橋で、上部構造を構成する主要部材が鋼材からなる橋をいう。 ※ トラス：真直ぐな直線部材で構成された骨組構造で、構造力学上で部材相互を結合する点（節点）すなわち部材両端が自由に回転するように結合されている構造
	跨線橋	架道橋のうち鉄道線路を立体交差で越えるために架けられた橋をいう。
	跨道橋	架道橋のうち道路を立体交差で越えるために架けられた橋をいう。
さ行	支承	橋梁上下部構造の接点。上部構造からの荷重を円滑かつ安全に下部構造へ伝えるとともに、上下部構造をつなぎ、橋梁の機能を発揮させる重要な部分

	シーす	PC鋼材をコンクリートに直接ふれずに配置、緊張できるように、あらかじめコンクリート中に埋め込む筒状のもの
	主要部材	桁、床版、下部構造等
	詳細調査	補修等の必要性の判定や補修等の方法を決定するに際して、損傷原因や損傷の程度を、より詳細に把握するために実施する調査をいう。
	上部構造	橋台、橋脚の上に設ける橋桁部分をいう。
	諸元	道路施設の名称や位置、形状寸法や材料、周辺環境等に関する情報である。
	スタッド	ずれ止め的一种。鋼コンクリート桁など鋼とコンクリートとの合成構造において、鋼とコンクリートとを結合し一体化するための棒状の結合材
	ストック	国富・資本など、ある一時点に存在する経済数量のことをいう。
	設計震度	構造物の設計に用いる震度
	洗堀	橋梁の基礎本体や周辺の土が流水によって削られ、消失することをいう。
た 行	道路橋示方書	わが国の道路橋の設計・施工に関する基準を定めたもので、道路法に規定する高速自動車国道及び一般国道における支間長 200m以下の橋に適用される（都道府県道及び市町村道に対しては、参考通知であるが、実質的には適用されている。）。道路橋示方書は国土交通省が通達する（略）
な 行	根入れ	現地盤面から基礎底面までの地中に入っている部分のことをいう。
は 行	HTB	High Tension Bolt の略 高力ボルト。高強度鋼を用いたボルト
	パイルベント橋脚	杭を地中から地表面以上に連続して立ち上げて杭頭部の横梁で上部工荷重を受ける構造とした橋脚をいう。
	はつり	鋼材周辺のコンクリートを削る等により除去すること。
	バラスト	道路・線路などに敷く、砂利・砕石。道床
	ハンチ	ラーメンやカルバートの隅角部において、応力の流れをよくなり、応力集中が生じないように設ける斜めの増厚部
	VFM	Value For Money の略 経済性にも配慮しつつ、公共事業の構想・計画段階から維持管理までを通じて、投資に対して最も価値の高いサービスを提供すること
	フェースプレート	骨材のウェブの先端に直角又はそれに近い角度で取り付ける帯板
	PC (プレストレストコンクリート)	Prestressed Concrete の略 PC鋼材を使って、荷重が作用する前にコンクリート部材に圧縮力がかかった状態（プレストレス）とし、荷重を受けたときにコンクリートに引張応力が発生しないようにする、もしくは引張応力を制御するコンクリート
	補強	既設橋に生じた損傷の補修にあたってもとの機能以上の機能向上を図ること、又は、特に損傷がなくても積極的に既設橋の機能向上を図ることを目的とした措置をいう。

補修	既設橋に生じた損傷を直し、もとの機能を回復させることを目的とした措置をいう。
ボックスカルバート	道路、水路などの空間をうるために、盛土あるいは地盤内に設けられる箱形の構造物

【参考文献等】

- ・ 橋梁用語事典（佐伯彰一編、山海堂）
- ・ 大辞林（三省堂）
- ・ 道路橋マネジメントの手引き（平成 16 年 8 月財団法人海洋架橋・橋梁調査会）
- ・ 道路構造物点検要領（案）（平成 15 年 8 月日本道路公団）
- ・ 大辞泉（小学館）
- ・ 国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所HP
- ・ 鉄道重大インシデント調査報告書（平成 17 年 2 月 25 日航空・鉄道事故調査委員会）
- ・ 日本大百科全書（小学館）
- ・ 道路橋示方書（平成 14 年）
- ・ 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年総理府・建設省令第 3 号）
- ・ 道路維持修繕要綱（昭和 53 年 7 月社団法人日本道路協会）
- ・ 道路アセットマネジメントハンドブック（財団法人道路保全技術センター、道路構造物保全研究会編）
- ・ 橋梁定期点検要領（案）（平成 16 年 3 月国土交通省道路局国道・防災課）
- ・ 橋梁における第三者被害予防措置要領（案）（平成 16 年 3 月国土交通省道路局国道・防災課）
- ・ 農林水産省東海農政局HP
- ・ 鋼製パイルバント橋脚調査について（道路安全管理委員会平成 20 年 12 月 9 日道路局）
- ・ 広辞苑（岩波書店）
- ・ 国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム（平成 20 年 3 月国土交通省）
- ・ J I S 工業用語大辞典（日本規格協会）
- ・ 橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領（案）（平成 16 年 3 月国土交通省道路局国道・防災課）